



# 労政ニュース

編集・発行 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪役所 都市魅力産業スポーツ部  
労働雇用政策室 TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

会社・お店の  
＜福利厚生＞は  
『ゆとりと共済』に  
ゆとりと共済事務局  
TEL [06-4309-2315](tel:06-4309-2315)

## 1 令和8年7月1日にスタートしました！



東大阪市は、性別等にかかわらず全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けた取組の一つとして、「東大阪市 パートナースhip制度」を実施しています。

### ▶ パートナースhip制度とは？

双方または一方が性的マイノリティ当事者であるお二人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合う関係にあることを市に届出し、市がその届け出を受理した事実を証明します。証明により法的な効力が生じるものではありませんが、誰もが人生のパートナーや大切な人と、家族として安心して暮らせることを期待するものです。

届出されたお二人には審査のうえ、証明カードを交付します。希望者は、証明カードに子または親を記載することも可能です。

### ▶ 制度を利用できる人

- ◆ 制度を利用するお二人が成年に達していること。 ◆ お二人とも現に婚姻をしていないこと。
  - ◆ お二人のうち少なくともどちらかが東大阪市内に住所を有していること。
  - ◆ お二人が届出を行う人以外の人とパートナーシップ関係にないこと。 ◆ お二人が近親者の関係ではないこと。
- ※双方で養子縁組をしている場合は届出できます。

### ▶ 制度を利用するための流れ

- (1) 必要書類の提出：届出を行う際に必要な書類を準備し、郵送もしくは持参にて提出して下さい。  
**〈必要な書類〉** ① パートナースhip届出書 ② 住民票、住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し  
 ③ 戸籍全部(個人)事項証明書、独身証明書等、現に婚姻をしていないことを証明する書類 ④ 本人確認書類  
 ※②・③は3ヶ月以内に発行されたものに限り、※ケースに応じて別途書類の提出を求める場合があります。
- (2) 書類の審査：提出された書類の内容を審査し、内容等に不備・不足がなければ届出を受理し、証明カードを発行します。
- (3) 証明カードの交付

証明カードが完成しましたら、担当より、お受け取り日時の予約や交付場所についてご連絡いたします。  
 予約日当日は、本人確認書類をお持ちのうえ、お二人揃ってお越しください。

### ▶ 市民・事業者の皆様へのお願い

パートナーシップ制度は婚姻と異なり、法的な効力(婚姻や財産の相続、税金の控除等)が生じるものではありませんが、誰もが人生のパートナーや大切な人と、家族として安心して暮らせることを期待するものです。

制度の趣旨をご理解いただき、性別等にかかわらず全ての人の人権が尊重される社会が実現するよう、ご協力をお願いいたします。

手続き方法や利用できるサービスなど、制度に関する詳細は市ウェブサイトをご覧ください

お問合せ：人権文化部多文化共生・男女共同参画課  
 TEL [06-4309-3300](tel:06-4309-3300) FAX [06-4309-3823](tel:06-4309-3823)  
 Eメール：[danjokyodo@city.higashiosaka.lg.jp](mailto:danjokyodo@city.higashiosaka.lg.jp)



東大阪市パートナーシップ制度

## 2 令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！

### 1 カスタマーハラスメント対策の義務化【改正労働施策総合推進法・指針の内容】

#### 職場における「カスタマーハラスメント」とは・・・

- ▶ 職場において行われる⇒①顧客等の言動であって、②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③の要素を全て満たすものをいいます。

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

①顧客等とは、顧客、取引の相手方、施設(駅、空港、病院、学校、福祉施設、公共施設等)の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者を指します。

(今後商品の購入やサービスの利用等をする可能性がある者も含みます。)

②社会通念上許容される範囲を超えた言動の例

#### 【言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求
- 契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
- 対応が著しく困難又は対応が不可能な要求
- 不当な損害賠償要求

#### 【手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- 身体的な攻撃(暴行、傷害等)
- 精神的な攻撃  
(脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等)
- 威圧的な言動 ■ 継続的、執拗な言動
- 拘束的な言動(不退去、居座り、監禁)

#### 「カスハラ防止」のために講ずべき措置とは・・・

- ▶ 事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

(太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。)



#### ■ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①カスハラには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②カスハラの内容及びあらかじめ定めた対処の内容(※)を、労働者に周知する  
(※)管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人で対応させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ 等

#### ■ 相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

#### ■ 事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる

#### ■ 対応の実効性を確保するために必要なカスハラの抑止のための措置

- ⑧特に悪質と考えられるカスハラへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する

#### ■ そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

※対策を講ずる際には、消費者の権利や、障害者差別解消法における、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務に留意する必要があります。

※その他、自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスハラを行った場合、その取引先等の事業主から事実確認等の措置の実施に関して必要な協力を求められた際は、これに応じるよう努めなければなりません。

## ② 求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化

【改正男女雇用機会均等法・指針の内容】

✓ 求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により求職者等による求職活動等が阻害されるものをいいます。

### ▶【求職者等とは】

- 求職者(企業の求人に応募する者) ■ 求職者以外の者であって、
  - ・事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者
  - ・教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

### ▶【求職活動等とは】

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。  
なお、SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。

(例)企業の採用面接への参加、企業の就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習、看護実習等の実習の受講



### ◆ 求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例

- ▶ インターンシップにおいて、労働者が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと
- ▶ 求職者等が労働者への訪問を行った際、当該労働者に性的な関係を求められ、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること

## 求職者等に対するセクハラ防止のために講ずべき措置とは・・・

✓ 事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。  
(太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。)

### ■ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① 求職者等に対するセクハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ② 求職者等に対するセクハラを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
- ③ 求職活動等に関するルール(※)をあらかじめ明確化し、労働者及び**求職者等**に周知・啓発する

### ■ 相談体制の整備

- ④ 相談窓口をあらかじめ定め、**求職者**に周知する
- ⑤ 相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

(※)例えば、面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるSNSの種類の指定等、面談等を行う際の規則など

### ■ 事後の迅速かつ適切な対応

- ⑥ 事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑦ 被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑧ 行為者に対する措置を適正に行う
- ⑨ 再発防止に向けた措置を講ずる

### ■ そのほか併せて講ずべき措置

- ⑩ 相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
- ⑪ 労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

## 受動喫煙防止対策で最大100万円が助成される制度をご存じですか？

中小企業事業主が職場での受動喫煙防止のために喫煙室の設置などの設備投資を行う際、費用の一部が助成されます。ご紹介する受動喫煙防止対策助成金は、喫煙専用室の設置や指定たばこ専用喫煙室の設置・改修費用を補助します。

### ▶【対象となる事業主】

◎次の(1)～(4)のすべてに該当する事業者が対象です

■(1)健康増進法で定める既存特定飲食提供施設(※)を営む事業主

(※)健康増進法に規定する第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設で以下の3つの要件を満たすもの

①2020年4月1日時点で現に存する飲食店

②資本金5,000万円以下 ③客席面積100㎡以下

■(2)労災保険の適用を受ける事業主

■(3)中小企業事業主

■(4)事業場内において、措置を講じる区域以外を禁煙とする事業主

| 業 種        |                                              | 常時雇用する<br>労働者数 | 資本金または<br>出資の総額 |
|------------|----------------------------------------------|----------------|-----------------|
| 小売業        | 小売業、飲食店、<br>配達飲食サービス業                        | 50人以下          | 5,000万円<br>以下   |
| サービス業      | 物品賃貸業、宿泊業、娯楽<br>業、医療・福祉、複合サー<br>ビス(例:協同組合)など | 100人以下         | 5,000万円<br>以下   |
| 卸売業        | 卸売業                                          | 100人以下         | 1億円以下           |
| その他の<br>業種 | 農業、林業、漁業、建設業、<br>製造業、運輸業、金融業、<br>保険業など       | 300人以下         | 3億円以下           |

労働者数が資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります

### ▶ 助成の対象となる措置

■(1)喫煙専用室の設置・改修(既存特定飲食提供施設) ◎入口における風速が0.2 m/秒以上・煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること ◎煙が屋外または外部の場所に排気されていること

◎飲食などの喫煙外の使用は不可であること ■(2)指定たばこ専用喫煙室の設置・改修(既存特定飲食提供施設)

◎入口における風速が0.2 m/秒以上 ◎煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること

◎煙が屋外または外部の場所に排気されていること ◎飲食などの喫煙外の使用も可能

▶ 助成金の対象となる経費 ◎助成金対象の喫煙室設置にかかる工費・設備費・備品費・機械装置費など

▶ 助成率 ◎主たる産業分類が飲食店の事業者は2/3 ◎それ以外は1/2 ▶ 助成金の上限額 ◎100万円

※申請に当たっては、喫煙室の設置等の事業計画の内容が技術的及び経済的な観点から妥当であることが必要です

特に経済的な観点の目安として、単位面積当たりの助成対象経費が下の表に掲げる上限を超える場合、合理的な理由があると都道府県労働局長が認める場合を除き、単位面積当たりの助成対象経費上限額までで助成金の交付決定を行いますのでご注意ください

| 交付対象                | 設置を行おうとする喫煙室等の<br>単位面積当たりの助成対象経費上限額 |
|---------------------|-------------------------------------|
| ①喫煙専用室の設置・改修        | 60万円/㎡                              |
| ②指定たばこ専用喫煙室などの設置・改修 |                                     |

(例) 主たる産業分類が飲食店以外の事業場が3㎡の喫煙専用室を設置する計画の場合、合理的な理由が認められない限り、助成対象経費として3㎡×60万円/㎡=180万円まで(助成額にして90万円まで)しか認められません

お問合せ TEL 06-6949-6500 大阪労働局労働基準部健康課  
TEL 050-3537-0777 (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会



飲食店を営む個人事業主が利用できる助成金もあります

生衛業受動喫煙防止対策助成金は次のいずれにも該当する「生活衛生関係営業の運営適正化及び振興に関する法律」の施行令に規定する飲食業者(すし、めん類、中華、社交、料理、一般飲食、喫茶)が対象です

■(1)労災保険の適用対象外の個人事業主 ■(2)健康増進法で定める既存特定飲食提供施設を営む事業主

◎助成の対象となる措置:上記と同様ですが、「脱煙機能付き喫煙ブース」や「屋外喫煙所(閉鎖型)」の設置・改修も対象となります

◎助成率、助成額 対象経費の2/3、上限額は100万円です

お問合せ : TEL 06-6943-5603 大阪府生活衛生営業指導センター